

各都道府県主管部局長 へ

国土交通省総合政策局  
建設業課長

「発注者別評価点の活用による資格審査マニュアル」の送付について

入札契約制度につきましては、日頃よりご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

公共工事の発注における企業評価は、地域の実情も踏まえて、発注者ごとに審査する要素も含めて行うことが望ましい姿です。しかし、特に、市区町村を中心とする小規模団体においては、発注者としての体制が不十分である等の理由から発注者別評価点（いわゆる主観点）の導入は進んでいないのが実情です。

こうした状況を踏まえ、平成19年9月の中央建設業審議会総会で承認された「経営事項審査の改正」において、「発注者、特に市町村が経営事項審査と主観的事項の審査の役割分担についての理解を深め、主観的事項に関する評価の導入や適切な評価事項の設定をすることができるよう、国土交通省において、主観的事項に関する評価のマニュアルを作成することが適当である。」とされました。

このため、国土交通省においては、平成20年4月から、学識経験者、国土交通省、総務省、地方公共団体の関係者により構成される「地方公共団体における企業評価のあり方に関する研究会」を立ち上げ、マニュアルについての検討を重ねてきましたが、今般、「発注者別評価点の活用による資格審査マニュアル」を策定しましたのでお知らせ致します。

貴職におかれては、主観的事項に関する評価に本マニュアルをご活用頂くとともに、併せて貴都道府県内の市町村に周知をお願い致します。また、貴都道府県内の市町村における主観的事項に関する評価の導入が促進されるよう、市町村に対する助言に際してもご活用頂ければ幸いです。

記

○送付内容： 「発注者別評価点の活用による資格審査マニュアル」

以上